

# 沖縄県立泡瀬特別支援学校高等部入学者選抜募集要項

## 1 方針

沖縄県立泡瀬特別支援学校(以下「本校」という。)高等部(肢体不自由)における入学者の選抜は、高等部及び中学校(中学部)教育の正常な充実を期し、障害の種類や程度に応じて、公正かつ妥当な方法で、各特別支援学校における教育が必要な者又は各学科等の教育を受けるに足る能力と適性、状態等を備えた者を選抜するために、次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、入学志願先の特別支援学校長(以下「志願先特別支援学校長」という。)が学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第135条第5項において準用する第90条第1項から第3項の規定により行う。
- (2) 選抜は、入学志願者(以下「志願者」という。)が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。
- (3) 通常の教育課程履修予定者に対して実施する県立高等学校入学者選抜学力検査問題では、中学校等における国語、社会、数学、理科、及び英語の5教科について、一般入学志願者に対して行う。なお、英語については、聞き取り検査を実施する。
- (4) 知的教育課程履修予定者に対して実施する県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題では、中学校等における国語、数学、技術(職業)分野、体育の4教科等について、一般入学志願者に対して行う。
- (5) 各特別支援学校においては、学校独自の計画に基づき、学力検査を一部付加し、実施することができる。
- (6) 各特別支援学校においては、生徒の実態に応じて、一斉に実施する学力検査問題以外の各学校作成問題を一部の生徒に実施することができる。
- (7) 一斉に実施する学力検査問題(県立高等学校入学者選抜学力検査問題又は県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題)は県教育委員会が作成し、各特別支援学校において一部付加し、又は(6)により実施する学力検査問題等は各特別支援学校が作成する。

## 2 一般入学

### (1) 出願資格

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の規定に該当する者で、次のアからウのいずれかに該当し、かつエを満たす者

ア 特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校等」という。)を募集年度の3月に卒業又は修了(以下「卒業」という。)見込みの者

イ 中学校等を卒業した者(以下「過年度卒業者」という。)

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

エ 11月末日までに志願前相談を受けた者

### ※ 出願にあたっての留意事項

志願者は出願するにあたり、教育課程の理解と適切な進路決定を促すため、学校が実施する教育相談や体験入学に原則として参加するものとする。

### (2) 募集定員

定員については12月末日までに県教育委員会が策定し、ホームページ、新聞等で周知する。

(3) 出願期間

ア 出願期間は、令和5年2月8日（水）及び2月9日（木）の2日間とする。輸送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、志願先特別支援学校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

※ 志願希望者は、11月末日までに志願する特別支援学校において志願前相談を受けるものとする。（志願変更及び第2次募集を予定している全ての特別支援学校についても同じ。）

イ 受付時間は、2月8日（水）は午前9時から5時までとし、2月9日（木）は午前9時から午後4時までとする。

(4) 出願手続

ア 志願者は、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年3月31日教育委員会規則第3号。以下「通学区域の規則」という。）により定められた通学区域の1校、1学科、1コースに出願することができる。

イ 志願者は、次の書類を出身中学校長又は出身特別支援学校長（以下「出身中学校長等」という。）に提出しなければならない。

(ア) 入学志願書(第1号様式)

(イ) 住民票謄本（マイナンバー掲載なし）

ただし、次のa及びbの者のみとする。また、住民票謄本は出願の日前3か月以内に発行されたものとする。

a 沖縄本島、古宇利島、瀬底島、平安座島、宮城島、伊計島及び浜比嘉島に在住する者で、通学区域が県全域ではない学科に出願するもの

b 志願者が県外の中学校等出身者で、保護者が県内に在住し、通学区域が県全域ではない学科に出願するもの

(ウ) 健康診断書(第8号様式)

ただし、過年度卒業者のみとし、募集年度の1月以降に発行されたものとする。

(エ) 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写（両方を所持している場合は両方の写）。

※1 更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳は無効とする。

※2 手帳未取得の場合は、専門医の診断書（第11号様式）

※3 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

(オ) 確約及び証明書（第5号様式）

ただし、次のa又はbの者に限る。

a 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者

b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者

(カ) 写真票（第15号様式）

出願の日前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。

ウ 出身中学校長等は、志願者に係る次の書類を志願先特別支援学校長へ出願期間内に一括して提出するものとする。

(ア) 入学志願書(第1号様式)

(イ) 調査書（通常の教育課程履修者用（第2号様式）または知的の教育課程履修者用（第2号-2様式））

※1 原則として、第2号様式を使用し、特に必要な場合に限り第2号-2様式を使用する。

※2 特別支援学級に在籍している生徒で、中学校の教育課程を実施し評定している場合は、第2号様式を作成する。

※3 県内特別支援学校中学部在学者のうち、内部進学者（同一校内の中学部から高等部に出願を行う者に限る。）については、個別の教育支援計画、個別の指導計画を調査書に替える。

(ウ) 入学志願者名簿（第3号様式）

(エ) 住民票謄本（マイナンバーの掲載なし。前記2の(4)のイの(イ)で提出のあった者に限る。）

(オ) 健康診断書(第8号様式)（前記2の(4)のイの(ウ)で提出のあった者に限る。）

(カ) 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写（両方を所持している場合は両方の写）。

※1 更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳等は無効とする。

※2 未取得の場合は、専門医の診断書(第11号様式)

※3 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

(キ) 確約及び証明書（第5号様式）（前記2の(4)のイの(オ)で提出のあった者に限る。）

(ク) 写真票（第15号様式）

エ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者は、次の書類を志願先特別支援学校長に提出しなければならない。

(ア) 入学志願書（第1号様式）

(イ) 志願先特別支援学校長が必要と認める書類

オ 志願者が県外の中学校等に在学している場合は、次の手続による。

(ア) 県外からの入学志願のための許可願(第4号様式)を募集年度の1月25日（その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日ではない日）までに教育長に提出し、許可を受けなければならない。

(イ) 前記(ア)の許可願、入学志願書(第1号様式)のほか、志願先特別支援学校長が必要と認める書類を志願先特別支援学校長に提出しなければならない。

(5) 志願変更及び手続

ア 志願変更

(ア) 入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた学校に出願した者のうちで、出身中学校長等及び志願先特別支援学校長が適当と認めた者は、志願した特別支援学校高等部、学科又はコースの変更(以下「志願変更」という。)を行うことができる。

(イ) 志願変更の可能な人員は、志願者数が入学定員を下回らない範囲内とする。

(ウ) 志願変更希望者が、志願変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。

イ 志願変更の日程

(ア) 各特別支援学校、学科・コースごとの志願者数及び志願倍率については、県教育庁県立学校教育課において令和5年2月9日(木)に発表し、入学志願変更後受付状況については令和5年2月22日(水)に発表する。

(イ) 志願変更申出期間

令和5年2月15日(水)及び2月16日(木)の2日間とする。

- (ウ) 入学志願書取り下げ及び再出願期間  
令和5年2月21日(火)及び2月22日(水)の2日間とする。
- (エ) 前記(イ)の受付時間は、午後9時から午後5時までとし、2月22日(水)は、午前9時から午後4時までとする。
- ウ 志願変更する者は、志願変更願(第6号様式)に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。
- エ 出身中学校長等は、前記ウの願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に志願先特別支援学校長に志願変更する者の志願変更願(第6号様式)を提出し、志願先特別支援学校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。
- オ 志願変更する者は、返却された入学志願書に変更すべき事項(※印の欄)を記入し、「2一般入学」の「(4)出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先特別支援学校長に提出すること。
- (6) 選抜の方法
- ア 本校学校長を、委員長とする選抜委員会を置く。
- イ 選抜委員会は、出身中学校等から提出された所定の出願書類、学力検査等の成績及び面接の結果を基にして選抜を行う。
- (7) 学力検査等
- ア 学力検査等の期日及び時間割
- (ア) 県立高等学校入学者選抜学力検査問題で実施

月日 \ 時限	第1時限 (10:00~10:50)	第2時限 (11:15~12:05)	昼食 55分	第3時限 (13:15~14:05)
第1日目 3月7日(火)	国語	理科		英語
第2日目 3月8日(水)	社会	数学		面接

(イ) 県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題で実施

月日 \ 時限	第1時限 (10:00~10:50)	第2時限 (11:15~12:05)	第3時限 (12:15~)
第1日目 3月7日(火)	国語	数学	面接
第2日目 3月8日(水)	技術(職業)	体育	

(ウ) 各学校で独自作成した検査問題で実施

月日 \ 時限	第1時限 (10:00～10:50)
第1日目 3月7日(火)	総合問題
第2日目 3月8日(水)	面接

※訪問においては、実態に応じた検査内容となる。

※中学校(中学部)の履修状況を鑑みて出願の際に学力検査問題の確認を行うこととする。

※受検者は、筆記用具(シャープペンシルを含む。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。)、定規、コンパス、はさみ(紙切り用)、スティックのりを携帯すること。(三角定規は可、分度器及び分度器機能付き定規・コンパス、三角スケールは不可。)。受検者は、他に次のものを机の上に置くことができる。

時計(ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるものは不可。)、ティッシュペーパー(袋又は箱から中身だけを取り出したもの)、無地のタオル

イ 検査時間及び配点

- ① 県立高等学校入学者選抜学力検査を実施する教科の検査時間は、いずれも50分とし、配点は各60点とする。
- ② 県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査を実施する教科の検査時間は、いずれも50分とし、配点は各100点とする。
- ③ 学校作成問題を実施する場合の検査時間及び配点は、各学校で定める。

ウ 検査の場所

(ア) 原則として本校とする。

(イ) 通学区域が広域にわたる特別支援学校への志願者又は特別に指定する地域からの志願者は、次の委託検査場又は出張検査場で受検することができるものとする。ただし、受検の許可について別途調整することがある。なお、委託検査場又は出張検査場で受検を希望する場合は、志願前相談までに必ず相談すること。

a 委託検査場

県立宮古特別支援学校	県立八重山特別支援学校	県立大平特別支援学校久米島高校分教室
その他県教育委員会が必要に応じて設置する委託検査場		

b 出張検査場

教育委員会が必要に応じて設置する出張検査場

エ 学力検査等の実施

- (ア) 特別支援学校長は、学力検査員を指名し、教育長が別に定める沖縄県立特別支援学校入学者選抜学力検査実施要領(以下「検査要領」という。)に基づいて学力検査等を実施する。
- (イ) 委託検査場にあつては、委託検査場の学校長が検査要領によって委託された志願者の学力検査等を実施する。

- (ウ) 出張検査場にあつては、教育長の派遣する学力検査員が出張検査場における検査要領に基づいて実施する。
  - (エ) 志願者の中に委託検査場又は出張検査場において受検する者のいる特別支援学校長は、委託・出張検査場受検者名簿（第7号様式）、面接票、その他必要書類等を、委託検査場の場合は委託検査場の校長あてに、出張検査場の場合は教育長あてに送付しなければならない。
  - (オ) 委託検査場の校長は、検査終了後、答案、受検者名簿、面接票、その他必要書類を速やかに志願先特別支援学校長あてに送付すること。
- (8) 面接
- 面接は、志願者全員について本校学校長の定めるところにより実施する。
- ※面接については保護者同伴で行うこととする。但し志願者によっては志願者のみの面接を行った後、保護者同伴の面接を行う。
- (9) 受検生は検査当日必ず下記様式の名札を身につけることとする。（各自で用意すること）

出身中学校		6 cm 以 内
受検番号		
氏名		
8 cm 以内		

(10) 合格発表

- ア 令和5年3月15日（水）の午前9時に志願先特別支援学校において発表（掲示）する。同時に、ホームページにも掲載する。
- イ 学校長は、合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長等を通じて合格したことを通知する。
- ウ 学校長は、合格発表に際し、受験者本人の学力検査得点について、志願先特別支援学校において（第2次募集の合格発表の合格発表の日の翌日から1ヶ月を経過する日まで）口頭により開示請求が可能であることを周知すること。

(11) その他

- ア 受検に際し、日常的に行っている配慮等が必要な場合（自助具や机、代筆等）には県の式1に記入の上、令和4年11月30日までに本校高等部まで申請を行うこととする。
- イ 受検に際し、補助具等が必要な場合については各自で準備することとする。
- ウ 受検生の介助（トイレ、水分補給、昼食等）は原則として保護者が行うこととし、検査中は保護者待機室で待機することとする。
- エ 入学者選抜についての問い合わせは本校高等部の担当者へ連絡すること。

3 第2次募集

特別支援学校長は、合格者が募集定員に満たない学科・コースにおいて、第2次募集を行うものとする。

(1) 出願資格

出願できる者は、前記2(1)に該当する者で、県立高等学校における学力検査を受検し、合格しなかった者、または県立高等支援学校等における学力検査等を受検し合格しなかった者とする。

(2) 出願期間

ア 第2次募集の出願期間は、令和5年3月16日(木)及び3月17日(金)の2日間とする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

※ 第2次募集出願時までに本校の対象であることの証明ができるもの

身体障害者手帳若しくは療育手帳の写(両方を所持している場合は両方の写)。

※1 更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳等は無効とする。

※2 手帳未取得の場合は、専門医の診断書(第11号様式)

※3 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

イ 受付時間は、3月16日(木)は午前9時から5時までとし、3月17日(金)は午前9時から午後4時までとする。

(3) 出願手続

ア 一般入学の学力検査を受検した者は次の手続きによる。

(ア) 県立高等学校における学力検査を受検した者は次の手続きによる。

志願者は、当該年度に第2次募集を実施する高等学校の1校・1学科・1コースに出願することができる。更に、高等支援学校等特別支援学校高等部1校・1学科・1コースに併願することができる。この場合、同一校における他の学科・コースに第2希望を出願することができる。ただし、当該年度の学力検査を受検した高等学校の同一学科・コースに出願することはできない。(ただし出願は、志願前相談を受けた者に限る。)

(イ) 県立高等支援学校等における学力検査を受検した者は次の手続きによる。

志願者は、当該年度に第2次募集を実施する高等支援学校等の1校・1学科・1コース等に出願することができる。更に、特別支援学校高等部の1校・1学科・1コースに併願することができる。この場合、同一校における他のコース等に第2希望を出願することができる。ただし、当該年度の学力検査を受検した高等支援学校の同一学科・コースに出願することはできない。(ただし出願は、志願前相談を受けた者に限る。)

(ウ) 志願者は、次の書類を出身中学校長等に提出しなければならない。

a 第2次募集入学志願書(第9号様)

b 確約及び証明書(第5号様式)

ただし、次の(a)又は(b)の者のみにする。

(a) 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者

(b) 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者

c 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写(両方を所持している場合は両方の写)。

※1 手帳未取得の場合は、専門医の診断書(第11号様式)

※2 更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳等は無効とする。

※3 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

- (エ) 出身中学校長等は、志願者に係る次の書類を本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。
- a 第2次募集入学志願書（第9号様式）
  - b 調査書（一般入学で提出したものと内容は同じもの）
  - c 第2次募集志願者名簿（第10号様式）
  - d 確約及び証明書（第5号様式）（前記2の(4)のイの(ウ)で提出のあった者に限る。）
  - e 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写（両方を所持している場合は両方の写）。
- ※1 更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳等は無効とする。
  - ※2 手帳未取得の場合は、専門医の診断書(第11号様式)
  - ※3 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。
- (オ) 志願先特別支援学校長は、志願者が学力検査を受検した学校長に次の書類の提供を求める。
- a 学力検査成績証明書（第14号様式）
  - b 健康診断書（一般入学で提出のあった者に限る。）
  - c 写真票（第15号様式）※一般入試で高等学校を受験した場合は、そのまま使用してよい。
- (カ) (オ)の出願書類等の提供を求められた学校長は、当該志願者に係る前記(エ)の書類を当該志願者の志願する第2次募集志願先学校長へ送付する。
- (キ) 2次募集の併願校については、2次募集志願先校に提出された学力検査成績証明（第14号様式）の写を2次募集志願先校に求めることができる。
- (ク) (キ)の出願書類等の提出を求められた高等学校及び高等支援学校長等は、当該志願者に係る前記(キ)の書類を当該志願者の志願する第2次募集の第2希望併願先学校長へ送付する。
- (4) 志願変更及び手続
- ア 志願変更 志願者は、入学志願締切りの後、志願した高等学校、高等支援学校等、学科又はコースを変更（以下「2次志願変更」という。）することができる。
- イ 2次志願変更の日程
- (ア) 各特別支援学校、学科・コースごとの志願者数及び志願倍率については、県教育庁県立学校教育課において令和5年3月17日（金）に発表し、入学志願変更後受付状況については令和5年3月20日（月）に発表する。
  - (イ) 入学志願書取り下げ及び再出願期間 令和5年3月20日（月）
  - (ウ) 前記(イ)の受付時間は、午後9時から午後4時までとする。
  - (エ) 各特別支援学校長は、受付締切後、受付状況を令和5年3月20日（月）午後5時まで に県教育庁県立学校教育課へメールで報告すること。
- ウ 2次志願変更をする者は、第2次募集志願変更願（第12号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。
- エ 出身中学校長等は、所定の期間内に志願先学校長に第2次募集志願変更願を提出し、入学志願書類の返却を受けるものとする。
- なお、郵送による2次志願変更の受付及び入学志願書の返却は、原則として行わない。
- オ 2次志願変更をする者は、返却された第2次募集入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「3 第2次募集」の「(3) 出願手続」に準じて入学志願



書類を所定の期間内に志願変更先高等学校長、高等支援学校長及び特別支援学校長に提出すること。ただし、第二志望の変更については、志願先学校長に第2次募集志願変更願（第14号様式）で申し出るだけでよい。

(5) 選抜の方法

選抜は、学力検査成績証明書（第14号様式）、調査書、面接の結果等を資料として行う。

(6) 合格発表

ア 令和5年3月29日（水）の午前9時に志願先特別支援学校において発表（掲示）する。同時に、ホームページにも掲載する。

イ 本校校長は、合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長等を通じて合格したことを通知する。

#### 4 調査書

(1) 中学校等に、校長を委員長とする調査書委員会を置く。

(2) 調査書（第2号様式）の作成方法

ア 第2号様式

a 「受検番号」の欄は中学校等においては記入しない。

b ※印の欄は志願変更する場合のみ記入する。

c 記入事項のない欄には斜線を引く。

d 「① 各教科の学習の記録」の欄は次のように記入する。

(ア) 「観点別学習状況」の欄は1年～3年の各学年について十分満足できると判断されるものを○で記入し、○に該当しないところは空欄にする。

なお、2・3年「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」については、※1～3に対応する欄へ記載すること。

**※1：知識・技能 ※2：思考・判断・表現 ※3：主体的に学習に取り組む態度**

(イ) 「評定」の欄は、絶対評価による5段階の目標に準拠した評価で記入する。

(ウ) 「総合的な学習の時間の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。

イ 「② 特別活動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。

ウ 「③ 行動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。

エ 「④総合所見」の欄は指導要録に基づいて記入する。なお、特技、資格（例 英語検定、珠算、書道、柔剣道等の級、段位を具体的に記入する。）についても、この欄に記入する。

オ 「⑤ 出欠の記録」の欄は次のように記入する。

(ア) 1年及び2年は指導要録に記入されたものを転記する。

(イ) 3年は令和5年1月27日現在で記入する。

(ウ) 出席日数の欄は、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認めた場合には、その日数を出席扱いとして出席日数に加えるとともに、（ ）内に内数として記入する。

(エ) 備考欄は、欠席の正当な理由のあるものについて、その数値を記入し、その数が

10日以上の場合は、理由もあわせて特記する。（ただし、病欠については回数のみ）また、前記ウで相談・指導を受けた適応指導教室等の施設名を記入する。

カ 「⑥ 健康所見」の欄は健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記する。高等学校の就学に支障があると思われる疾病又は異常のある者については、令和4年4月以降に診断した結果を記入し、健康診断書を添付する。

過年度卒業者については記入を要しない。ただし、令和5年1月以降に行った健康診断書（第8号様式）を添付する。（病院、診療所又は保健所が発行したもの。）

キ 令和3年度以前に卒業した者の調査書については、指定された様式で作成すること。

(イ) 第2号-2様式

ア 「受験番号」の欄は中学校等においては記入しない。

イ ※印の欄は志願変更する場合のみ記入する。

ウ 記入事項のない欄には斜線を引く。

エ 各教科の学習の記録の欄は次のように記入する。

(ア) 「学習状況」の欄はA B C Dの評価を記入する。

(イ) Aの評価は、完全に自身でできる場合。

(ウ) Bの評価は、部分的な支援があればできる場合。

(エ) Cの評価は、学習の理解が困難である場合。

(オ) Dの評価は、学習に臨む準備ができていない場合、或いは興味関心が向かない場合。

オ 「発達の記録」の欄は、最新の情報で記載すること。

カ 「出欠の記録」の欄は指導要録に基づいて次のように記入する。

(ア) 1年及び2年は指導要録に記入されたものを転記する。

(イ) 3年は令和5年1月27日現在で記入する。

(ウ) 出席日数の欄は、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認めた場合には、その日数を出席扱いとして出席日数に加えるとともに、( ) 内に内数として記入する。

キ 「健康と体力」の欄は健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記する。

過年度卒業者については記入を要しない。ただし、令和4年4月以降に行った健康診断書（第8号様式）を添付する。（病院、診療所又は保健所が発行したもの。）

- (3) 特別支援学校長は、出身中学校長等の提出した調査書（第2号様式）に疑義があるときは、必要に応じて資料の提出を求めることができる。なお、虚偽の報告によって入学を許可された者については、入学を取り消すことができる。

5 帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い

(1) 帰国子女等については、入学定員の枠、通学区域等について弾力的に取扱い、選抜の方法、学力検査等についても可能な限り配慮するものとする。

(2) 志願者のうち、帰国子女等について、県立特別支援学校受検への配慮を必要とするものは、「学力検査等に際しての配慮願い書」（参考様式2）を中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。

(3) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

6 不登校生徒等入学者選抜に係る取扱い

- (1) 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書（第13号様式）を中学校長等を経て志願先特別支援学校長に

提出することができる。自己申告書（第 13 号様式）の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校等名、本人氏名を記入すること。

- (2) 志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えることができる。

## 7 学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学者選抜に係る取扱い

(1) 県立特別支援学校受検の配慮については、「学力検査等に際しての配慮願い書」（第 16 号様式）に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書等を添えて中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。

(2) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類を基に審査の上、配慮することができる。

(3) 提出期間は、令和 4 年 11 月 30 日までとする。

## 8 追検査

### (1) 対象者

ア 本検査当日、新型コロナウイルス感染症に罹患している者。

イ 本検査日が健康観察期間に重なる濃厚接触者で、本検査当日までに初期スクリーニング（PCR 等検査）で検査結果が判明していない者。

ウ 本検査当日、新型コロナウイルス感染症と同様の症状がある者。

### (2) 追検査申し出期間

本校高等部へ、本検査当日の 3 月 7 日（火）～8 日（水）

※初日は午前 9 時から午後 4 時、2 日目は午前 9 時～正午とする。

### (3) 検査日等

新型コロナウイルス感染症の影響により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。また、追検査で不合格となった者は追検査第 2 次募集へ出願することができる。

県立高等学校における追検査で不合格となった者は、追検査第 2 次募集へ併願することができる。

追検査の期日は、令和 5 年 3 月 22 日（水）及び 23 日（木）とし、追検査第 2 次募集の期日は、令和 5 年 3 月 28 日（火）とする。

追検査の合格発表は、令和 5 年 3 月 27 日（月）とし、追検査第 2 次募集の合格発表は、令和 5 年 3 月 29 日（水）とする。

## 9 その他

(1) 特別支援学校長は、この要項に基づいて募集要項を作成し、募集年度の 10 月末日までに県教育委員会及び通学区域内の中学校長等に送付する。

(2) 中学校長等は、進学した者について、学校教育法施行規則第 24 条第 1 項に規定する当該生徒の指導要録の抄本又は写し、学校保健安全法施行規則（昭和 33 年度文部省令第 18 号）第 8 条第 1 項に規定する生徒健康診断票及び歯の検査票並びにキャリアパスポートを募集年度の 3 月末日までに特別支援学校長に提出する。

(3) 沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施における提出書類については、沖縄県個人情報保護条例（第 7 条、第 8 条、第 10 条）及び沖縄県情報公開条例（第 7 条）に基づき保有個人情報の適切な管理及び必要な措置を講ずる。

(4) 特別支援学校長は、沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項2の(4)のウに定める書類以外に、選抜上特に必要と認める資料については、教育長と協議して定め、中学校等や志願者へ求めることができる。